

令和5年第4回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第186号

令和5年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年12月1日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和5年12月11日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和5年第4回まんのう町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月11日（月曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 14名

2番	石 崎 保 彦	3番	鈴 木 崇 容
4番	常 包 恵	5番	京 兼 愛 子
6番	竹 林 昌 秀	7番	川 西 米希子
8番	合 田 正 夫	9番	三 好 郁 雄
10番	白 川 皆 男	11番	大 西 樹
12番	松 下 一 美	14番	大 西 豊
15番	川 原 茂 行	16番	白 川 正 樹

欠席議員 1名

1番 真 鍋 泰二郎

会議録署名議員の指名議員

15番	川 原 茂 行	2番	石 崎 保 彦
-----	---------	----	---------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局係長 横 関 智 之

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 長 森 正 志
教 育 長 井 上 勝 之 総務課長補佐 溝 渕 浩 一

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長補佐	壽野誠	建設土地改良課長補佐	高橋祐樹
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

真鍋議員より、傷病のため欠席届の提出がありましたので、御報告いたします。

また、執行部のほうとして、朝倉総務課長の代理で溝渕課長補佐、河田建設土地改良課長の代理で高橋課長補佐、藤原農林課長の代理で壽野課長補佐が出席しておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。

招集者であります町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さん、おはようございます。令和5年第4回まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の公私ともに大変お忙しい中、御参集を賜りましてありがとうございます。

クリスマスソングが町に流れ、師走の声を聞くと、何やら慌ただしい感じがいたしますが、1年がたつのは早いもので、今年もあと20日余りとなりました。

今回、上程させていただいておりますのは、議案15件でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○白川正樹議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく議案15件が出されております。

組合議会関係からは、中讃広域行政事務組合、香川県後期高齢者医療広域連合議会、仲多度南部消防組合議会、香川県広域水道企業団議会より、定例会の報告が出されております。

監査委員からは、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の報告が出されております。

議会への陳情関係では、お手元に配付した陳情文書表のとおり、4件の陳情があり、議

会運営委員会で協議した結果、いずれも議長預かりとすることになっております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第１ 議会運営委員会報告

○白川正樹議長 日程第１、本日の議事日程等について議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、川西米希子君。

○川西米希子議会運営委員長 議会運営委員会の１２月定例会運営に関する報告を申し上げます。

１２月８日、午前９時３０分より、全員協議会室におきまして、議長、執行部同席の下、議会運営委員会の委員５名出席し、第４回定例会の運営について慎重に審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第１号について御説明申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日より１２月２２日までの１２日間といたします。

日程第４ 町政報告

日程第５ 所管事務調査の委員長報告 教育民生常任委員長

日程第６ 所管事務調査の委員長報告 建設経済常任委員長

日程第７ 所管事務調査の委員長報告 総務常任委員長

日程第８ 議案第１号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第９ 議案第２号 まんのう町税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第１０ 議案第３号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について 総務常任委員会付託

日程第１１ 議案第４号 工事請負変更契約の締結について（令和５年度四条公民館増築工事（建築）） 教育民生常任委員会付託

日程第１２ 議案第５号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について

日程第１３ 議案第６号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

日程第１４ 議案第７号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

以上、３議案は関連がありますので、一括議題とし、教育民生常任委員会に付託します。

日程第１５ 議案第８号 まんのう町道路線の認定について 建設経済常任委員会付託

日程第１６ 議案第９号 香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について 即決でお

願います。

日程第 17 議案第 10 号 令和 5 年度まんのう町一般会計補正予算（案）第 4 号 総務常任委員会付託

日程第 18 議案第 11 号 令和 5 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 19 議案第 12 号 令和 5 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 20 議案第 13 号 令和 5 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第 1 号 教育民生常任委員会付託

日程第 21 議案第 14 号 令和 5 年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第 1 号 建設経済常任委員会付託

日程第 22 議案第 15 号 令和 5 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第 1 号 建設経済常任委員会付託

一般質問は 12 月 12 日と 13 日に行います。

また、陳情のあった 4 件は、いずれも議長預かりとすることとなりました。

以上の日程で委員 5 名の意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、15 番、川原茂行君、2 番、石崎保彦君を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○白川正樹議長 日程第 3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より 12 月 22 日までの 12 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は 12 日間と決しました。

日程第4 町政報告

○白川正樹議長 日程第4、町政報告を行います。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、9月定例会以降の町政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の状況についてでございます。

新型コロナウイルスを取り巻く状況は、5月8日からの5類移行で大きな転換期を迎えました。制限がなくなったことにより行事やイベントが再開され、また、団体旅行も増え、各地の駅や観光地ではコロナ禍前のにぎわいが戻りつつあります。

一方、新型コロナウイルス感染の治療費は、他の疾病との公平性の観点を踏まえ、基本的に自己負担となり、10月以降は高額な治療薬についても、一定の自己負担が求められることとなりました。

10月以降は感染者数も全国、香川県ともに減少してきた状況ではありますが、季節性インフルエンザとの同時感染も懸念されるところではございますので、住民の皆様には引き続きマスク、手洗い、換気など、基本的な感染予防をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。

9月20日から令和5年度の秋開始接種を実施しています。今回の接種より医療機関での直接予約方式に変更いたしました。全ての年齢の方を接種対象に、前回接種日に基づき接種券をお送りして、順次、接種をいただいているところであります。

次年度以降の接種についても、定期接種として実施の方針が示されておりますので、詳細が決定次第、町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、まんのう町の人口等についてでございます。

10月末現在の世帯数は昨年同期に比べまして24世帯の減で7,451世帯です。人口は1万7,403人であり、295人の減となっております。また、65歳以上の高齢者についても54人減の6,623人ですが、高齢化率は37.73%から38.06%に微増となっており、人口減少と高齢化が引き続き進展しております。

次に、災害関係についてでございます。

今年度の台風の発生件数は12月1日現在16件となっており、例年に比べて少ない発生件数となっております。香川県では8月26日に令和元年以来となる記録的短時間大雨情報が発令され、まんのう町においては土砂災害警戒情報が発令されました。まんのう町では水防本部を設置し、炭所東地区の一部の住民に対して避難指示を発令しましたが、幸いにも災害の発生はなく、終えることができました。

本町においては、本年度も無事に出水期を終えることができましたが、全国では9月8日から9日にかけて、台風13号の影響により、台風の中心から離れた関東甲信地方や東北地方の太平洋側で大雨となりました。特に関東地方では線状降水帯が発生し、観測史上1位の1時間降水量を観測したほか、総降水量が400ミリを超えた地点がありました。土砂災害により広範囲でライフラインの被害が発生し、人的被害や家屋の倒壊、床上浸水

などの建物被害が発生する災害となりました。

次に、交通安全対策関連についてでございます。

本町の交通事故状況ですが、10月末時点の本年の人身事故件数は52件で、昨年同期プラス5件となっています。死者数は2名で、こちらは昨年と同数ですが、昨年は12月に相次いで死亡事故が発生し、3名の方が亡くなりました。

年末年始の交通安全県民運動が12月10日から1月10日まで実施され、本日12月11日には琴平警察署でキャンペーンが開催されます。

また、年末年始の社会全体が忙しさを感じる中、落ち着いて安全な運転をしていただけるよう、また、これから冬場を迎えて、凍結による交通事故などにも注意していただけるよう、啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業関係についてでございます。

まず、令和6年度末までに策定を進めております農業に関する地域計画についてです。9月11日から9月21日にかけて町内7地区で第2回目の農業者座談会を開催いたしました。本計画は農業委員会が策定の推進母体となって進めており、計画策定に向けての工程は順調に推移しております。

次に、ひまわりプロジェクトですが、今年度は約14ヘクタールの農地で作付されましたが、播種作業完了当初から鳥による被害や天候も安定しなかったこともあり、収穫量は4.7トンにとどまり、例年になく不作となりました。次年度の作付に向けて、鳥獣被害対策を関係機関と綿密に協議を進めているところでございます。

また、ひまわりプロジェクトの関連事業として実施いたしました「ひまわりフォトコンテスト」につきましては、今年度は63点の応募があり、10月5日に審査を行いました。「ひまわり大賞」や「千年ものがたり賞」などの入選作品につきましては、来年のひまわりまつりで表彰を行うことといたしております。

次に、県内で初めて巣立ちを迎えることができました国指定特別天然記念物コウノトリについてですが、現在も親鳥は定期的に巣に戻っている姿が確認されていることから、来年の産卵へ向けて期待が高まっております。早急に電力会社やNTT、教育委員会などの関係機関と保存方法について協議を重ね、景観なども考慮した上で、貴重な巣の保存に努めたいと考えております。

続きまして、森林関係についてでございます。

まんのう町豊かな森林づくり基本計画の策定については、前回の森林委員会でいただいた意見を踏まえ、11月14日に開催した、第2回森林委員会に素案を提出し、御審議いただきました。この素案の中では、本町の森林づくりの基本理念を、みどりと水と暮らしを育む「まんのうの森林づくり」とし、水源涵養機能と土砂災害防止機能等を重視した森林づくりや、持続可能で多彩な森林経営を目指す森林づくりなどの三つの基本方針のほか、目指すべき森林の姿などを提案したほか、今後、取り組むべき基本的な施策についても提示し、委員から意見をいただきました。その中で、目指すべき森林経営については、多様

な形態のものを可能とするべきではないかなどの前向きな御意見をいただいております。基本計画の骨子については、御賛同いただいたところでございます。今回の協議結果を受けて、年度末には最終計画案を取りまとめ、基本計画を策定したいと考えております。

次に、地域創生関係についてでございます。

まず、ふるさと納税についてですが、寄附金は右肩上がりに年々増加しており、昨年同時期と比べると88.27%と大きく伸びていますが、県内市町と比較するとまだまだ低調となっておりますので、地元特産品の返礼品と地域情報の発信にも力を入れていきたいと考えております。

定住策として本年10月より受付を開始した、大学等を卒業した者に対し奨学金返済の負担軽減を図ることを目的とした「まんのう町定住者大学等奨学金返還支援補助金」につきましては、当初予想人数を大きく上回る申請があり、成果は十分に発揮されているものと考えております。

次に、商工関係についてでございます。

町民の家計負担の軽減と地域内の消費喚起のため、全世帯を対象とした1万円分のまんのう町地域応援商品券の引換えを9月13日から9月23日までの間で実施しました。10月末時点での引換率は91.95%になっております。使用期限が令和6年1月末までとなっておりますので、引換えがまだの世帯の方は早めに引換えくださいますようお願いいたします。

また、6月に発行した物価高騰対策プレミアム30%つきの商品券についても、令和6年1月末までの使用期限となっておりますので、早めに使用していただきますようお願いいたします。

次に、観光関係についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から中止となっておりました「太鼓台かきくらべ」が4年ぶりに盛大に開催されました。天候にも恵まれ、参加された太鼓台の迫力あるかきくらべ、見事なさしあげに会場内の観客から大きな歓声が上がっておりました。

また、かりんまつりの開催も天候に恵まれ、7,000人を超える来場者があり、楽しい一日を過ごされたことと思います。当日は大きなかりんのモニュメントを設置し、また、かりんを使用したドリンク、アイス、チョコレート等の無料試食会を開催し、かりんの魅力を伝える活動も行いました。

帆山地区ではヒマワリを収穫した後の農地を利用し、黄色いコスモス、菜の花の種をまきました。秋にはコスモス、春には菜の花が咲くことで、年間を通じて花を観賞することができ、観光集客ができるものと期待いたしております。

次に、福祉関係についてでございます。

令和2年より猛威を振るい、全世界を恐怖で震撼させた新型コロナウイルス感染症の影響により、戦没者追悼式の開催は中止を余儀なくされておりましたが、多くの方々の御理解と御協力により、4年ぶりに挙行することができました。

世界情勢に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエル、パレスチナの紛争、多くの人々が武力による争いに傷つき苦しんでおります。戦争という武力行使では決して幸せをもたらすことはできません。

日本国におきましては、終戦から長い年月を経る中で、戦争を知らない世代が多数を占めるようになりました。しかし、現在の繁栄は貴い犠牲の上に築かれていることを改めて私たちは正しく認識し、次の世代に継承していくことが私たちに課せられた重要な役割であると思います。

そういった情勢の中、本年度の戦没者追悼式につきましては、平成18年にまんのう町が誕生して、初めて琴南、仲南、満濃の3地区合同での追悼式が挙行できましたこと、心より感謝を申し上げる次第でございます。

次に、国施策の状況でございます。

報道等でされておりますエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯の支援策として、住民税が非課税の世帯に対し、1世帯当たり7万円の給付を行う事業につきましては、令和6年1月末からの支給開始に向け、現在、準備を進めているところでございます。

次に、健康増進関係についてでございます。

本年は季節性インフルエンザが例年より早く流行を迎えております。10月1日より65歳以上の方を対象としたインフルエンザ予防接種事業を自己負担金1,000円で実施いたしております。

また、任意接種ではありますが、高齢の方の予防接種に併せて、生後6か月から高校3年生までの年齢の方へは、1回当たり2,000円を助成する子どもインフルエンザ予防接種事業を実施いたしております。予防接種には発症をある程度抑える効果や重症化を防ぐ効果が期待できますので、希望される方は指定医療機関において接種を受けていただきたいと思います。

次に、教育関係についてでございます。

まず、オンライン英会話授業についてでございますが、9月に業者選定が完了いたしました。本年度は実証実験といたしまして、小学校6年生と中学校2年生に授業を開始しております。児童生徒の反応は好印象であり、「また授業を受けたい」といったような声が多いと聞いております。来年度以降、どのように運用していくのか、現場の状況を見ながら検討してまいります。

次に、修学旅行についてでございますが、小学校6校が9月、10月にコロナ禍前の行き先と同じ近畿方面に行くことができました。大きな事故もなく、無事に全行程を終了でき、児童達にとっては大変よい思い出ができたものと喜んでおります。

また、学校施設整備関係については、高篠小学校、高篠こども園の照明施設のLED化事業が完了いたしました。教室もさらに明るくなり、よりよい学習環境で生活することができるものと思います。来年度以降におきましては、LED化のできていない教育施設に

つきましても、順次、整備をしてまいりたいと考えております。

次に、生涯学習関係についてでございます。

今年度の成人式ですが、まんのう町は二十歳の門出を祝う「はたちの集い」として、来年1月7日に町民文化ホールにおいて実施する予定としております。また、式典の様子は中讃テレビにて後日放送いたします。開催方法等については、実行委員会で検討準備を進めております。

次に、公民館まつりについてですが、七つの地区全ての公民館で開催されました。4年ぶりのステージ発表やイベント、そして、力作ぞろいのすばらしい展示が公民館を華やかに飾り、盛り上げてくれました。どの公民館も来場者数は多く、大盛況のうちに終えることができました。

次に、四条公民館増築工事の進捗状況についてでございますが、倉庫撤去、地盤改良、鉄骨建て方、屋根工事が完了しております。現在、内部工事を進めながら外壁工事を進めておるところでございます。

次に、文化財関係につきましては、昨年11月30日に綾子踊がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを受けて、町内及び県内において様々な記念事業を行ってきました。さらに、令和5年10月8日には、岐阜県郡上市にて開催されました「風流踊のつどい in 郡上」に「綾子踊」が招待され、同市の「郡上踊」、「寒水の掛踊」と共演いたしました。このようにユネスコ無形文化遺産登録を契機として、日本各地の風流踊とこれまでに増して連携を深めていくことは保存継承において重要であると考えますので、佐文綾子踊保存会と連携し、継続的に取り組んでいく所存であります。

次に、支所関係についてでございます。

琴南地区の地域振興として取り組んでおりますグリーンツーリズム事業の島ヶ峰地区そば栽培体験事業ですが、今年度は38名の申込みがあり、8月20日から11月26日の間で種まき、土寄せ、刈取り、脱穀作業を行いました。

また、美合地区に古くから伝わるそば文化や美しい山村風景を保存・継承していくため、「島ヶ峰の原風景を守る会」の会員17名がソバの普及活動を行っており、ソバの花が咲く時期にソバの花見会を実施しております。今年は9月23日に開催され、天候にも恵まれ、町内外から約500名の参加があり、大変好評でした。

このほか、「第1回島が峰そばフォトコンテスト」が実施され、109点の応募がありました。選考された10点につきましては、12月14日に表彰式を行う予定となっております。

川奥集会場で開催しておりますグリーンツーリズム事業の「そば打ち道場」は、例年11月末から3月末の間に開催しております。こちらも大変好評で、年々参加者が増加しており、今年度は26回開催する計画で、参加者は延べ200名以上が見込まれております。

以上、簡単ではございますが、9月定例会以降の町政の一端を御報告いたしました。

なお、各課の町政報告につきましては、お手元に御配付させていただいておりますので、

お目通しを願いたいと思います。

○白川正樹議長 町政報告を終わります。

日程第5 所管事務調査の委員長報告（教育民生常任委員長）

○白川正樹議長 日程第5、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、白川皆男君。

○白川皆男教育民生常任委員長 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

去る12月4日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、執行部出席の下、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

初めに、琴南支所より、内科診療所の診療状況、歯科診療所の診療状況についての報告がありました。

委員より、内科診療所の受診状況は前年比80%と落ち込んでいるが、消毒などのコロナの感染症対策が疾病の抑制に影響しているのかとの質問があり、執行部より、内科診療所については、コロナ禍で定期健診の方が受診を控えたことが減少した要因の一つではないかと推測するが、高齢の受診者が減少していることから、人口の自然減も大きく影響していると推測しているとの答弁がありました。

次に、住民生活課より、主要行事、戸籍・住基関係、環境関係について報告がありました。

委員より、太陽光設備の補助件数が増加しているが、新築の住宅への設置が多いのかとの質問があり、執行部より、補助申請のほとんどが新築住宅への設置であるとの答弁がありました。

次に、福祉保険課より、行事等の報告、介護保険事業の実績と見込みについて報告がありました。

委員より、介護保険について市町単位で検討するのではなく、広域圏で施設数やベッド数などを調査し、介護保険料について検討する必要があるとの意見があり、執行部より、介護保険について県全体で協議できる場がない。今後、県とも相談しながら検討したいとの答弁がありました。

委員より、戦没者追悼式の献花の際に階段を通る動線となっていたが、高齢の方に配慮した動線を検討してほしい。また、小中学生が追悼式に参加したり、戦争の体験談を聞く機会などを設けてはどうかとの意見があり、執行部より、追悼式の運営については、遺族会の役員の方と協議したい。また、小中学生の参加については、教育委員会と協議し、検討したいとの答弁がありました。

次に、健康増進課より、8月から10月の事業等の報告と中讃圏域健康生きがい中核事業利用実績、温泉バス利用実績、子育て支援サービス事業実績について報告がありました。

委員より、新型コロナウイルスのワクチン接種の状況と今後のワクチン接種について質疑があり、執行部より、11月末頃時点のワクチン接種状況は、65歳以上で45%ほどの方が接種済みだが、64歳以下では接種率が低く、全体では21%ほどである。また、来年度のワクチン接種に関して、国からの情報では、年1回秋頃、高齢者のインフルエンザ予防接種と同様に実施したいとのことで、費用に関しては特に情報はないが、国の方針では、自己負担が必要となるとの答弁がありました。

委員より、ほかの市では医師会と情報交換や協議をする会合を開催しているが、本町でも医師会と意見交換などの会合を年1回開催してはどうかとの意見があり、執行部より、現在は医師会との意見交換を目的とした定例会は開催していないため、中讃圏域で検討したいとの答弁がありました。

次に、学校教育課より、行事報告、園児・児童・生徒数について、放課後児童クラブ運営業務委託の更新について、まんのう町立小中学校オンライン英会話授業について、公立こども園紙おむつ等定額サービス提供業務について報告がありました。

委員より、放課後児童クラブの業務を委託した時期と運営資格を有する業者数について質疑があり、執行部より、放課後児童クラブは3年前から業者委託している。また、運営資格を有する業者数については調査していないが、4社ほどから営業があったとの答弁がありました。

委員より、放課後児童クラブを業務委託した場合、指導、監督などが重要となるが、どのように実施するのかとの質疑があり、執行部より、仕様書で遵守する法令などについて記載しており、点検項目や指導項目については、ほかの自治体の実施状況を参考にしたいとの答弁がありました。

委員より、こども園の紙おむつ園内処理について、いろは保育園においては補助金で対応するとのことだが、補助率は全額補助となるのかとの質疑があり、執行部より、申請分は全額補助を考えているとの答弁がありました。

次に、生涯学習課より、主要行事報告、町立図書館利用状況、スポーツセンターまんのう利用状況、天文台利用状況、民具展示室利用状況について、名勝満濃池整備基本計画の策定について報告がありました。

委員より、各公民館の職員の配置について質疑があり、執行部より、各公民館に館長1名と補助員1名を配置している。仲南公民館は町民文化ホールと一体施設のため、ホール担当職員を含めて4名を配置しているとの答弁がありました。

委員より、名勝満濃池整備基本計画に来訪者の体験ストーリーを想定し、動線計画を設定するなどあるが、満濃池周遊道を動線計画に組み込むことはできるのかとの質疑があり、執行部より、満濃池周遊道は危険な箇所があるため、今回の計画で周遊道整備を考えており、整備後は動線計画に組み込むことも検討しているとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第6 所管事務調査の委員長報告（建設経済常任委員長）

○白川正樹議長 日程第6、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、合田正夫君。

○合田正夫建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月5日、午前9時30分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、建設経済常任委員会を開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他であります。

初めに、地籍調査課より、令和5年度調査地区一筆地現地調査、令和3年度調査地区香川県知事認証、令和5年度調査地区工程検査、全国国土調査協会理事会などの報告がありました。

委員より、まんのう町全体の地籍調査が完了した場合、調査前と調査後の面積の増減について質疑があり、執行部より、一律ではないが、地籍調査後では山林部分の面積が減少傾向にあるため、全体的に少し面積は減少してくると想定されるとの答弁がありました。

次に、農林課より、農業委員会の行事報告、農林振興関係の行事報告のほか、有害鳥獣捕獲頭数の報告、木育関係実績の報告、コウノトリに関する巣の保存の報告、農業者に関するインボイス制度について説明がありました。

委員より、イノシシの捕獲頭数が減少している要因について質疑があり、執行部より、イノシシの個体数も減少していると推測する。今後、冬場に捕獲頭数が減った場合は、豚熱も減少した要因の一つと推測するとの答弁がありました。

委員より、農業者に関するインボイス制度について質疑があり、執行部より、年間売上げが1,000万円以下の個人事業主は、消費税の納税義務が免除されるが、取引先に求められたら登録が必要になる場合がある。登録が必要かどうか取引先と相談してほしいとの答弁がありました。

委員より、コウノトリの巣の保存について質疑があり、執行部より、巣の保存については、人工巣塔の設置や巣を移動して保存するなど、いろいろな意見をいただいたが、現在の巣を補強して保存する方法で作業を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、建設土地改良課より、土地改良事業関係進捗状況、主なため池の11月28日現在の貯水状況、林道・公共土木・都市計画・住宅事業関係進捗状況、下水道・農業集落排

水事業関係などの報告と、祓川児童館解体工事から祓川公園トイレ完成までのスケジュールについて説明がありました。

委員より、祓川公園トイレの当初の予定金額と設計変更後の金額について質疑があり、執行部より、建築場所や工法を見直し、当初予定金額から半額程度に減額できたとの答弁がありました。

次に、地域振興課より、地域おこし協力隊の各隊員の活動状況、若者住宅取得補助及び地域木材利用住宅等補助事業、水道給水管布設事業、ひまわり推進事業、ものづくりセンター管理運営事業、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）事業、ふるさと納税事業、商工事業、移住・定住事業の報告と、仲南振興公社が管理する塩入温泉の現在の状況について報告がありました。

委員より、琴南地域活性化センター（ことなみ未来館）の利用者の延べ人数が7か月で8,403人だが、ダブルカウントはしていないかとの質疑があり、執行部より、人数については、それぞれの部会で活動し、報告を受けた人数を基にしているが、同日に木育・木工関係と自然史博物館で活動された場合はダブルカウントの可能性がある。しかし、ダブルカウントの可能性はあるが、それぞれの団体の活動実績を優先して、4月からは報告を受けた人数を集計しているとの答弁がありました。

委員より、来年以降の商品券事業の予定とプレミアム率について質疑があり、執行部より、商品券事業は交付金を利用した事業で、なかなか町単独でプレミアム率3割または4割の商品券を発行するのは難しいと考えている。商品券事業は合併してから実施している事業なので、プレミアム率は下がるが、事業は継続したいとの答弁がありました。

委員より、現在、休館中の塩入温泉の源泉の湧出量について質疑があり、執行部より、休館中も通常営業と同様に、浴槽と循環設備の湯を入れ替えて源泉の湧出量の調査をしているとの答弁がありました。

委員より、塩入温泉の営業が再開した際には、年代別の利用人数のデータを取り、巨額な予算を投入してまでの運営が必要かを考える時期が来ているのではないかと。仲南振興公社の経営を圧迫しているのが温泉であれば、閉館を考えなければならないとの意見がありました。

執行部より、利用人数については、正確なデータが取れるか分からないが、小学生以下、一般、高齢者と料金体系が分かれているので、年齢層までは難しいが、ある程度は把握できる部分もある。塩入温泉は施設が老朽化しており、設備などの改修にどの程度の費用が必要なのか調査する必要がある。今後については、仲南振興公社全体の経営を精査して検討する時期が来ていると考えたとの答弁がありました。

委員より、ひまわり推進事業で黄色のコスモスや菜の花の作付場所はどこかとの質疑があり、執行部より、黄色のコスモスは仲南地区の帆山に作付していたが、現在は開花期間が終わっている。その後、菜の花も同じ場所に作付しており、開花の時期が来ればお知らせをするとの答弁がありました。

委員より、黄色のコスモスや菜の花などの新たな取組をしているが、来年度、生産者に対して新たな助成制度などは考えているのかとの質疑があり、執行部より、来年度、予算措置をしたいとの答弁がありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

これで建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

以上です。

○白川正樹議長 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 7 所管事務調査の委員長報告（総務常任委員長）

○白川正樹議長 日程第 7、所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。

総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、松下一美君。

○松下一美総務常任委員長 それでは、総務常任委員会の委員長報告を行います。

去る 12 月 6 日、午前 9 時 30 分より、全員協議会室におきまして、委員全員、議長、執行部出席の下、総務常任委員会を公開にて開催いたしました。

議題は、所管事務調査、その他についてであります。

まず、完成したまんのう町消防団第 15 分団屯所を現地視察し、その後、全員協議会室に戻り、所管課より事業報告を受けました。

初めに、総務課より、8 月上旬から 11 月下旬までの事業報告、町内火災発生状況、救急出動状況、交通事故発生状況、選挙人名簿登録者数、防災出前講習状況、交通事故発生日報の報告とまんのう町消防団第 10 分団屯所整備事業について報告がありました。

委員より、議会から期日前投票所の増設など、選挙制度改革について要望書を提出した、その後の対応について質疑があり、執行部より、4 月の香川県議会議員選挙の際には、期日前投票所を琴南支所で開設予定としていたが、無投票のため実施されなかった。現在は期日前投票所の増設や投票所の統廃合など、次回選挙時に取り組めるものについて選挙管理委員会で検討を進めているとの答弁がありました。

委員より、満濃地区消防団の招集訓練の詳細について質疑があり、執行部より、春と秋の 2 回、夜 7 時のサイレンで団員が参集し、放水訓練や地域内の見回りを行っているとの答弁がありました。

委員より、スマホ教室の今後の進め方について質疑があり、執行部より、DX 推進室がデジタル・ディバイド対策として高齢者の方を中心に開催しており、初級編、中級編と展開したいが、対象機種や開催時間も考慮しながら進めたいとの答弁がありました。

委員より、町の業務を民間委託した場合は、会計年度任用職員などを適正に配置するようとの意見がありました。

次に、企画政策課より、定住自立圏形成の事業報告、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の令和5年度第2四半期の実績報告、コミュニティー・自治会関係では、まんのう町連合自治会の県外視察研修について、交通対策関係では、あいあいタクシー、福祉タクシーの利用状況報告と地域公共交通計画の策定状況について、公聴広報、情報政策、人権啓発、男女共同参画推進事業の報告などがありました。

委員より、地域公共交通計画の策定に当たり、公共交通の利用者の声を重視して進めてほしいとの意見があり、執行部より、地域の声を聞くために各連合自治会長にヒアリングを実施して意見をいただく予定としている。また、あいあいタクシーの利用者にアンケートを実施しており、様々な意見を集約、分析して、計画に反映したいとの答弁がありました。

委員より、地域公共交通計画の今後のスケジュールについて質疑があり、執行部より、現在のところ、令和6年6月までに地域公共交通計画を策定し、令和7年度からの実施を検討しているとの答弁がありました。

委員より、財団法人ことなみ振興公社、有限会社仲南振興公社の今後の見通しについて質疑があり、執行部より、財団法人ことなみ振興公社については、集客数も微増していることから、経営安定化補助金は必要ないのではと推測する。有限会社仲南振興公社については、現在、塩入温泉が休館中であり、施設の修繕も予定しているため、今年度も厳しい状況と推測するとの答弁がありました。

委員より、有限会社仲南振興公社の今後の経営を協議するに当たり、四半期ごとの実績報告などの資料だけでなく、今後の見通しや経営状況を長期的に分析した資料を提示してほしいとの意見がありました。

次に、税務課より、令和5年度の町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの調定収納状況についてと、コンビニエンスストア決済、スマートフォン決済、地方税統一QRコードの実績について報告がありました。

次に、会計室より、前回の所管事務調査以後の例月出納検査の監査結果について、監査委員より適正に処理できているとの報告を受けたことの報告がありました。

次に、琴南支所より、8月から10月の事業報告、琴南農改センター、琴南総合センターの利用実績、窓口受付件数について報告がありました。

また、琴南総合センターのワークショップリームを美合内科診療所の発熱外来で使用しており、11月に利用があったとの報告がありました。

次に、仲南支所より、8月から10月の事業報告、窓口業務受付件数、町マイクロバス運行実績の報告がありました。

また、塩入温泉行き福祉バスは、塩入温泉が休館中のため運休していることと、仲南支所設備改修工事の進捗については、順調に改修が進み、完了間近となっているとの報告が

ありました。

以上、所管事務調査を行い、委員会を閉会いたしました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

○白川正樹議長 これをもって、総務常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質費なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で１０時４５分まで休憩といたします。

休憩 午前１０時３１分

再開 午前１０時４５分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第８ 議案第１号まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第８、議案第１号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１号 まんのう町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤として国主導で始まりました。言うまでもなく、マイナンバーは全住民に付番される１２桁の番号で、個人番号と呼び、主に社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するため、多くの場面で活用されています。

行政手続などの実際の実務上におきましては、情報提供ネットワークシステムという閉鎖された専用のネットワークシステムを用いて、行政機関同士が必要な情報をやり取りしています。

この個人番号の利用や提供につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められた事務に限定されていますが、同法第９条第２項及び同法第９条第１１号に基づきまして、特定個人情報（地方公共団体が個人番号をその内容に含む個人情報のことを言う）を利用する場合は、独自利用事務として条例で定めることができるとされております。

まんのう町におきましても、既に福祉医療費の支給や奨学金対応、就学援助費支援給付

などの一部の独自利用事務については条例化しておりますが、今後、制度の多様化に伴い、教育機関や福祉関係におきましても、所得情報や保険情報を得るために個人番号による情報連携が必要となることから、多くの事務において、その利用や提供に対応できるよう、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長の提案理由と、この添付の条文の改正後・改正前比較表を見ても、私、中身が何ちゃ分からん。どう変わったのか、どういうことが厳しくなったのか、緩やかになったのか、何ができるようになったのか、何ができんようになったのか、その説明を委員会審議でぜひとも入念にやっていただきたいと思います。

今、本当、この世界は非常に難しくなって、住民生活と行政機関の関係で一つトラブルが起きそうな一つの領域ではないかと思うわけで、みんながこの解釈、運用について理解しておくことは、所管課だけでなく全職員、全議員にとって必要なことではないかと、それをお願いしておきたいです。その説明をしてくれる心積もりがあるのか、ないのか、一言御答弁願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

委員会において、十分皆さん方の納得のできるまで説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第 1 号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 9 議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 9、議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 2 号 まんのう町税条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、上位法との整合を図るため、本条例の一部を改正する

ものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

改正の主な内容は、個人町民税と軽自動車税に関するものでございます。

まず、個人町民税関係として1点目は、令和6年度から個人町民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を賦課徴収する森林環境税の導入に伴う規定の整備でございます。

2点目は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化でございます。

次に、軽自動車税関係では、燃費・排ガスに係る自動車メーカーの不正行為を防止するため、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足分を徴収する際に加算する割合を変更するものでございます。

それでは、議案第2号の新旧対照表を用いて、改正点について御説明させていただきます。

下線の箇所が改正部分で、左側の欄が改正後、右側の欄が改正前でございます。

タブレットの定例会関係フォルダ、令和5年度、第4回定例会、税条例改正資料内に条例改正の要旨と改正による影響額の資料を載せていますので、併せて御覧ください。

それでは、2ページ、3ページを御覧ください。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割の控除に関する規定で、森林環境税の導入により、地方税法施行令が改正されたことに伴う改正でございます。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、第2項に給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について追加するもので、第3項から第6項は項ずれによる改正でございます。

4ページから5ページを御覧ください。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法等に関する規定で、森林環境税の導入に伴う字句の訂正及び第3項に森林環境税の賦課徴収の方法について規定する改正でございます。

第41条は、個人の町民税の納税通知書に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する改正及び字句の訂正でございます。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び字句の訂正でございます。

6ページから7ページを御覧ください。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、森林環境税の導入により地方税法が改正されたことに伴う改正及び字句の訂正でございます。

第４７条の２は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び字句の訂正でございます。

８ページを御覧ください。

第４７条の６は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れに関する規定で、森林環境税の導入により地方税法が改正されたことに伴う改正及び字句の訂正でございます。

９ページを御覧ください。

附則第１５条の２は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に関する規定で、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の「１００分の１０」から「１００分の３５」に改正するものでございます。

附則第１６条の２は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する規定で、環境性能割の賦課徴収の特例の改正と同様、納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の「１００分の１０」から「１００分の３５」に改正するものでございます。

最後に、本条例改正の附則としまして、第１条として施行期日を、第２条として町民税に関する経過措置を、１０ページに第３条として軽自動車税に関する経過措置を規定するものでございます。

なお、施行日は、個人町民税の森林環境税の導入並びに軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例については令和６年１月１日から施行し、個人町民税の給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化については、令和７年１月１日からの施行となります。

なお、今回の改正による影響でございますが、個人町民税の森林環境税の導入により、均等割課税対象者約８，８００人が１人年額１，０００円課税され、国税として総額８８０万円納税することになります。

しかし、一方で平成２６年度から東日本大震災からの復興を目的とした地方税の臨時特例に関する法律により、個人住民税の均等割の税率を県民税で５００円、町民税で５００円、合計１，０００円引き上げる措置を行ってきましたが、この特例措置が令和５年度で終了することから、個人の税負担額に変動はない見込みでございます。

以上、議案第２号 まんのう町税条例の一部改正について御説明申し上げました。御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第２号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第 10 議案第 3 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について

○白川正樹議長 日程第 10、議案第 3 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第 3 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税について、出産する被保険者の産前産後に係る所得割額及び均等割額を減額する制度が創設されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 税務課長、黒木正人君。

○黒木税務課長 それでは、条例改正の詳細について御説明させていただきます。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を減額するための規定の整備でございます。

それでは、議案第 3 号の新旧対照表を用いて改正点について御説明させていただきます。下線の箇所が改正部分で、左側が改正後、右側が改正前でございます。

1 ページから 2 ページを御覧ください。

第 21 条は、国民健康保険税の減額に関する規定で、第 3 項に国民健康保険被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の減額について定めるものでございます。単胎妊娠の場合は 4 か月相当分、多胎妊娠の場合は 6 か月相当分の所得割額及び均等割額を減額するための規定でございます。

3 ページを御覧ください。

第 23 条の 3 は、出産被保険者に係る届出に関する規定で、第 21 条の減額を受けるために必要な届出書及び届出書に添えなければならない書類について定めるものでございます。

4 ページを御覧ください。

本条例改正の附則としまして、第 1 項として施行期日を、第 2 項として適用区分を規定するものでございます。

今回の改正による影響でございますが、減額となる国保加入の出産被保険者数は約 7 名で、年間保険税約 11 万円が減額となる見込みでございます。

以上、議案第 3 号 まんのう町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第3号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第11 議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））

○白川正樹議長 日程第11、議案第4号 工事請負変更契約の締結について（令和5年度四条公民館増築工事（建築））の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第4号 工事請負変更契約の締結について、その提案理由を申し上げます。

次のとおり、令和5年度四条公民館増築工事（建築）について、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更増の契約金額が2,481万6,000円うち消費税額が225万6,000円、既契約金額2億9,040万円、うち消費税額2,640万円、既本契約日が令和5年6月13日、契約の相手方が、まんのう経常建設共同企業体、代表者、株式会社七箇工業代表取締役、山下美博でございます。

このたびの変更契約の主な内容といたしましては、追加工事として地盤改良工事及び地中埋設物撤去処分等も含め783万9,000円の増額、また、来年度施工予定しておりましたアスファルト舗装、白線延長、防災倉庫などの外構工事等1,742万7,000円を合計した2,481万6,000円を増額しようとするものでございます。

なお、外構図につきましては、タブレットの12月議会定例会のフォルダに入れておりますので、御覧ください。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第4号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第 1 2 議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定について

日程第 1 3 議案第 6 号 まんのう町琴南高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 1 4 議案第 7 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定について

○白川正樹議長 日程第 1 2、議案第 5 号 まんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘の指定管理者の指定についてから、日程第 1 4、議案第 7 号 まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理者の指定についてまでの 3 件については、関連がありますので、一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま一括して上程されました、議案第 5 号から議案第 7 号までの 3 議案につきまして、提案理由を申し上げます。

議案第 5 号から議案第 7 号までは、現在、社会福祉法人正友会を指定管理者とするまんのう町特別養護老人ホームやすらぎ荘、まんのう町琴南高齢者生活福祉センター、まんのう町琴南高齢者ふれあいランドの指定管理の期間が平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 5 か年となっており、今年度末をもって指定管理の期間が終了いたします。

このことから、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 か年につき、引き続き、社会福祉法人正友会を指定管理者に指定するものでございます。

指定管理者の選定につきましては、社会福祉法人正友会は本町に特別養護老人ホームを 2 施設運営している法人であり、各施設を一括して管理させることにより、効果的かつ効率的な管理が期待できることから、まんのう町公の施設の指定管理者に関する条例第 3 条の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。議案第 5 号から議案第 7 号までの 3 件は、それぞれ委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6 番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 これ、ちょっと執行部と議会の関係がもうちょっと洗練されていいのかなという思いがあります。といいますのは、やすらぎ荘、これ、町長が設置した町が責任を持つ施設であって、住民に対しては町長が責任を持つ。指定管理者は町長に対して責任を持つという体制ですよ。町はこの運営内容をしっかり報告されてないといかん。

これ、大変なところなんで、ベッドから落ちたり、虐待、病気になったら病院へ出て行って、治ったらまたもんでくるとか、施設に入っとなって亡くなる人もあります。何人入って、何人出ていったのか、それは本町の人は何人いて、年齢はどれぐらいの人なのか、そうした運営内容が一切報告されてないわけです。これはことなみ振興公社や仲南振興公社がやっているところはよく論議されて、私たちもよく知ってますが、何も成果報告書や町政報告で報告されないまま、ぼっと指定管理者の更新のが出てくるわけですね。

私は正友会さんに対しては基本的には信頼を持っておりますけれども、それがこの5年間どうやったのかということはきちんと聞いておきたいわけです。これは委員会付託になっておりますから、所管課にその委員会への説明の準備をこうした観点で求めたいわけです。

特養としての施設の設置目的は果たしておるのか、設置条例の定めを守っておるのか、そこでは介護保険が行われているわけですから、介護保険法の中身が守られているのかどうか肝要であります。

そして、消防法を守ってないと、ピンチには危ないです。それから食品衛生法、それから温浴に入れてますから、この衛生管理ができておるのか、この評価があって初めて指定管理者にふさわしいとなるんでありましょう。こうした説明を求めておきたいわけです。

そして、法人の経営が傾いているところであれば、そこには委ねることはできない。法人の経営の安定性、これまでの5年間の施設運営の収支、こうしたことの報告があって初めて指定管理者のここになるわけです。

確かに資料は添付されておりますが、3.8とか点数だけ入れて、なぜ3.5がついておるのが分からん、根拠が。ということでありまして、指定管理者審査会が5人とも認めるという、その意思是分かりますけれども、こうした中身を常任委員会審議の中で報告されるように求めます。その準備をしてくれるのかどうか、町長の答弁を求めます。

指定管理者条例をちゃんと読んでいるのかどうかですね。協定書を取り交わすとなっておりますが、協定書は、これ、計画書としては出ておりますが、中身は同じでいいんかもしれんけど、その辺りの御答弁を願います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

委員会審議の中では十分準備をして説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 PFIにおいては、これ、きちんとされてますよね。そして、福祉保険課が外部委託を正友会や社会福祉協議会へいっぱいしております。これが的確に議会に報告されてきておるのかどうか、ここへの反省を踏まえた上での委員会審議を御期待して、町と執行部と議会との関係を情報共有できるしっかりしたものに確立していければよいなと念願するわけで、委員会審議を御期待申し上げます。よろしくお願いします。答弁

結構です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

14番、大西豊君。

○大西豊議員 法人の会社形態、そんなのについてもまた報告いただきたいと思います。法人組織の経営状態についても、人員についても報告いただきたいと思います。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの質問にお答えいたします。

十分準備をして報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 過去においては、上程される前にいろいろ法人の内容については組織、人員についても報告がありましたので、委員会においてはよろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第5号、第6号、第7号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第8号 まんのう町道路線の認定について

○白川正樹議長 日程第15、議案第8号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第8号のまんのう町道路線の認定についての提案理由を説明申し上げます。

なお、路線の認定につきましては、道路法第8条の第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

今回、提案路線名、北原線支線については、延長137メートルを認定するものでございます。この路線は多くの住民が利用する生活道でもあり、満濃中学校の通学に利用されている道路であります。

なお、位置、場所については、別紙のとおり図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。
ただいま議題となっております議案第8号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第16 議案第9号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について

○白川正樹議長 日程第16、議案第9号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第9号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更について、その提案理由を申し上げます。

香川縣市町総合事務組合理約に構成団体として規定されております財産区は一部事務組合の構成団体とはなれないことが判明したため、地方自治法第286条第1項の規定により、香川縣市町総合事務組合の規約の変更に係る関係地方公共団体の協議が必要になったので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第9号 香川縣市町総合事務組合理約の一部変更についての件を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第10号 令和5年度まんのう町一般会計補正予算（案）第4号

○白川正樹議長 日程第17、議案第10号 令和5年度まんのう町一般会計補正予

算（案）第４号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１０号の令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号について、その提案理由を申し上げます。

３ページをお開きください。

第１条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億７，６２４万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２４億３，６４６万円とするものでございます。

第２条の地方債の補正は、７ページの第２表を御覧ください。

これは、起債の目的にあるそれぞれの事業について変更分を記載しております。

第３条の債務負担行為は、９ページの第３表を御覧ください。

これは、地方自治法第２１４条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、補正予算事項別明細書により、歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

１５ページをお開きください。

第１２款分担金及び負担金は４９０万円の減額です。これは、第１項第１目の農林水産業費分担金において、県営農村地域防災減災事業分担金を１０万円増額し、第２項第２目民生費負担金において、私立保育所措置費負担金が５００万円減額となっております。

１６ページを御覧ください。

第１３款使用料及び手数料は５０万円の増額です。第１款第１目総務使用料の介護保険パンフレット広告掲載収入によるものでございます。

１７ページを御覧ください。

第１４款国庫支出金は１億４，５６６万５，０００円の増額です。これは、第１項第１目民生費国庫負担金において、子どものための教育・保育給付費を１，２２８万２，０００円減額、第２項第１目総務費国庫補助金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を１億５，５９４万７，０００円の増額、第２目民生費国庫補助金において、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金を３０５万円増額、保育総合対策支援事業費補助金を７５万円減額、第５目教育費国庫補助金において、教育支援体制整備事業費交付金を３０万円減額したことによるものでございます。

１６ページをお開きください。

県支出金は１４５万２，０００円の増額です。これは、第１項第１目の民生費県負担金において、子どものための教育・保育給付費を４２７万８，０００円減額、第２項第１目の総務費県補助金において、わくわく地方生活実現政策パッケージ補助金を７５万円増額、第２目民生費県補助金において、第３子以降保育料免除事業補助金１４万円を減額、第４

目農林水産業費県補助金において、農地利用最適化交付金を１２万円増額、団体営土地改良事業費補助金を５００万円増額しております。

１７ページを御覧ください。

第１６款財産収入４９万円の増額は、利子及び配当金の財政調整基金などの運用利子でございます。

２０ページをお開きください。

第１７款寄附金５，０００万円の増額は、指定寄附金のふるさと応援寄附金でございます。

２１ページを御覧ください。

繰入金は３，４２２万３，０００円の増額です。これは、ふるさと応援基金繰入金２，９５０万円と、森林整備促進基金繰入金４７２万３，０００円でございます。

２２ページをお開きください。

第１９款繰越金５，２３１万１，０００円の増額は、前年度繰越金でございます。

２３ページをお開きください。

第２１款町債は３，５００万円の減額です。これは、第１項第２目の民生債において、こども園施設整備事業債を１，９００万円減額、第４目農林水産業債において、農道整備事業債を１４００万円増額、第６目土木債において、緊急自然災害防止対策事業債を１５０万円増額するものでございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

２４ページを御覧ください。

第１款議会費では、職員人件費、議員期末手当を合わせて６２７万円増額しております。

第２款総務費は３，９３４万７，０００円の増額です。まず、第１項第１目の一般管理費において、会計年度任用職員に係る報酬など、合わせて１６０万２，０００円の増額、第５目財産管理費において、業務委託料を１０３万円増額、議場表示システム修繕工事及び税務課耐火金庫撤去工事で２２０万円増額、撤去後の新たな保管庫を購入するための備品購入費として１５０万円増額、第９目防犯対策費として、防犯灯の設置工事費７０万円増額となっております。

第２１目地方創生推進事業費においては、会計年度任用職員に係る報酬などの人件費、合わせて３１万５，０００円の増額、ふるさと応援寄附金事業に係る消耗品１，５００万円、通信運搬費７５０万円、手数料を７００万円増額し、補助金として定住者大学等奨学金返還支援補助事業を１５０万円増額、わくわく地方生活実現政策パッケージ補助金を１００万円増額しております。

２６ページを御覧ください。

第３款民生費９，００８万１，０００円の増額につきましては、第１項第１目社会福祉総務費において、臨時交付金を主な財源とした物価高騰対応支援金事業で１億５，６６６万１，０００円の増額となっております。その他は後期高齢者健診委託料４００万円の増

額、後期高齢者広域連合負担金2,777万8,000円の減額で、これは後期高齢者医療費に係るもので、合わせて2,377万8,000円の減額となっております。

第2目老人福祉費においては、職員給100万円の減額、やすらぎ荘改修工事費200万円の増額など、合わせて166万1,000円の増額、第3目障害者福祉費においては、償還金が13万2,000円の増額、第5目人権対策費で、職員給100万円の減額となっております。

次に、第2項第1目児童福祉総務費においては、消耗品を105万円減額、返還金を45万8,000円増額、第2目保育所費においては、いろは保育園委託料を2,500万円減額、返還金を245万3,000円増額。

27ページを御覧ください。

第3目児童措置費においては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費の給付金305万円と返還金を99万4,000円、合わせて404万4,000円増額し、第5目認定こども園費においては、職員給、職員手当の人件費900万円の減額、給食材料が450万円の増額、四条こども園駐車場整備工事費2,000万円の減額で、合わせて2,450万円の減額となっております。

28ページをお開きください。

第4款衛生費2,431万8,000円の増額補正につきましては、第1項第1目保健衛生総務費において、償還金85万4,000円、第2目の予防費において、償還金962万4,000円の増額となります。第6目環境保全費で、太陽光発電システム整備補助金を320万円増額いたしております。

次に、第2項第1目し尿処理費では、システム開発委託200万円の増額、第3目分別収集事業費で、舗装工事費を864万円増額いたしております。

29ページを御覧ください。

第6款農林水産業費の増額補正5,514万8,000円の主なものは、第1項第1目農業委員会費において、農業委員報酬を1,307万8,000円増額、第2目の農業総務費において、職員人件費などで631万1,000円の増額、第3目の農業振興費において、コウノトリ保護対策工事費150万円の増額、第5目農地費において、職員人件費770万円の増額、工事費で500万円の増額、県単事業土地改良区補助金をはじめとする補助金・負担金で2,153万6,000円の増額、第7目地積調査費においては、職員人件費650万円の増額となっております。

次に、第2項林業費では、造林事業補助金など472万3,000円の増額となっております。

30ページをお開きください。

商工費の700万円の増額は、職員児童手当40万円の増額、商工会補助金120万円の増額、町有施設の修繕料540万円の増額となっております。

31ページを御覧ください。

土木費の４００万円の増額は、第２項道路橋梁維持費において、業務委託料１００万円の増額、第３項道路橋梁新設改良費において、設計委託料１５０万円の増額、工事請負費１５０万円の増額となっております。

３２ページをお開きください。

第１０款教育費の５１６万円の増額につきましては、第１項第２目事務局費において、海外派遣業務委託料の７８１万円の減額、使用料の１０５万円の減額、返還金１２万円の増額、第２項第１目学校管理費において、修繕料１２０万円の増額、第５項第１目社会教育総務費において、二宮忠八顕彰会運営補助金を８０万円減額、給食費では給食材料費１，３５０万円を増額補正しております。

３３ページをお開きください。

第１３款諸支出金５，０４９万円の増額は、ふるさと応援基金積立金５，０００万円をはじめとする基金積立金の増額補正となります。

なお、３５ページから３８ページにかけて給与費明細書、３９ページに地方債の現在高等に関する調書を添付いたしておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、議案第１０号 令和５年度まんのう町一般会計補正予算（案）第４号につきまして御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 予算書の歳入を見ると、ふるさと応援寄附金とかふるさと応援基金繰入金とかがあって、ふるさと応援基金に関わる所管課が努力されている結果が歳入として表れていること、心よりお礼申し上げたいです。

それで、私が気になるのは繰越金です。９月議会で前年度の繰越金は全部これで歳入に入れたんですかと聞いたら、そうですと言ったんやけど、これ、５，２３１万１，０００円、繰越金を補正金で追加しとるということでもありますね。９月のちょっと説明と違うんで、ここの確認をしたいのと、前年度繰越金で歳入に入れてない残りがどれだけあるんか、これは後の後期高齢者や介護保険のところも国保のところとかも同じなんですけど、それを伺っておきたいなと思うわけです。

ついでにもう一つ、三つ目は、タブレットに基金現在高、基金出し入れするとどうなったか入れてくれてて、財政所管に心よりお礼申し上げます。実によく分かる。

そして、監査委員さんがその現在高確認も監査報告で載せてくれてますね。随分、本町の財政監査の運用も連携が取れてよかったなと思うわけでありますけれども、この地方債の目的別の一覧表は載っとるんやけど、過疎債何ぼで、合併特例債何ぼでという種別の一覧表もどっかで出してくれたらと思います。この後、年度中のどっかで出してくれたら

という期待を述べておきます。

以上３点、御答弁願います。

○白川正樹議長 総務課長補佐、溝渕君。

○溝渕総務課長補佐 竹林議員さんからの御質問にお答えいたします。

先ほど、９月議会において全て繰越金については計上しておりますということだったが、今回、また新たに５，０００万円計上していると。どういうことなのかということでございましたが、こちらにつきましては、一般会計につきまして、前年度からの繰越金が約５億円ございます。今現在、１２月補正案として計上させていただいております現在高が２億９，０６７万３，０００円でございます。繰越金が５億円ございますので、あと２億円ほどまだ計上できてございません。こちらにつきましては、今後、計上するとしたら３月の補正にて補正しまして、計上して、去年からの繰越金の額を一致させたいと思っております。以上です。

○竹林昌秀議員 地方債の種別の内訳現在高をどっかへ出してくれたらいいんやけど。

○溝渕総務課長補佐 竹林議員さんの地方債の現在高種別ということでございますが、今後、起債担当とも相談いたしまして、年度内のどこかの段階では、またタブレットに入れる等の方法をもちまして報告させていただいたらと思っております。よろしくお願いいたします。以上、よろしかったでしょうか。

○白川正樹議長 ６番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 財政所管は実に的確に運営されていて、求めに対しても、本当、実際的な報告をしてくれていることに心よりお礼申し上げます。

この繰越金で補正予算を組んでいくというのは、実に穏当で実際的な方法で、これは何ら文句を言うわけではないんですが、現状を知りたかったわけであります。

それから、種別の地方債の現在高をと申し上げたのは、非常に上手な地方債調達をやっておりますから、その中身を私たち、執行部も含めてみんなで理解できたらいいのになということであります。

御答弁ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１０号は、総務常任委員会に付託いたします。

日程第１８ 議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案） 第１号

○白川正樹議長 日程第１８、議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１１号の令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

４３ページをお開きください。

第１条第１項事業勘定の予算額に歳入歳出それぞれ３，０９５万８，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２億７，２２５万８，０００円とするものでございます。

それでは、事項別明細書５３ページをお開きください。

歳入では、第８款財産収入で利子及び配当金を４，０００円、第１１款繰越金において、前年度繰越金を３，０９５万４，０００円を増額計上いたしております。

５４ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第２款保険給付費の一般被保険者療養給付費３，０４６万９，０００円などを増額計上いたしております。

以上、議案第１１号 令和５年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）第１号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第１１号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第１９ 議案第１２号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号

○白川正樹議長 日程第１９、議案第１２号 令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第１２号の令和５年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第１号について、その提案理由を申し上げます。

５７ページをお開きください。

第１条第１項で歳入歳出それぞれ６９７万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億４，２０７万６，０００円とするものでございます。

それでは、事項別明細書６５ページをお開きください。

歳入では、第５款繰越金において、前年度繰越金を６９７万６，０００円増額計上いた

しております。

66ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第2款第1目後期高齢者医療広域連合納付金において、負担金を697万6,000円増額計上しております。

以上、議案第12号 令和5年度まんのう町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第1号につきまして御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第13号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第20、議案第13号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第13号の令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

69ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出それぞれ6,384万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,854万7,000円とするものでございます。

事項別明細書77ページをお開きください。

第9款の繰入金において、基金繰入金を1,962万4,000円増額、第10款繰越金が4,360万1,000円の増額などを計上しております。

78ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第9款諸支出金において、償還金を6,369万7,000円増額などを計上しております。

以上、議案第13号 令和5年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあく

までも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第13号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第14号 令和5年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号

○白川正樹議長 日程第21、議案第14号 令和5年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第14号の令和5年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

81ページをお開きください。

第1条第1項で、歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億915万円とするものでございます。

第2条の債務負担行為は、85ページの第2表を御覧ください。

これは、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載しております。

それでは、事項別明細書91ページをお開きください。

歳入では、第7款繰越金を15万円増額計上いたしております。

92ページをお開きください。

これに対する歳出といたしまして、第3款第2目の長期償還利子15万円を増額補正いたしております。

以上、議案第14号 令和5年度まんのう町下水道特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げました。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 度々恐縮です。

この下水道会計は地方債残高の一覧表がついてなくて、それがちょっと分からんということでもあります。2億900万円の歳出のうちに1億1,200万円が公債費、地方債の償還ですね、借金払い会計ということになります。これは何年後に、今、借りとする分がなしになるのかな。それから、下水道をやったときは、結構、金利の高い時期ではなかつ

たんかなと思ったりして、借換えも検討したことがあるのかということをお伺いします。
そして、残高が幾らか御答弁願います。

今、手元に資料がなければ、またタブレットに載せるでも結構です。御答弁願います。

○白川正樹議長 総務課長補佐、溝渕君。

○溝渕総務課長補佐 竹林議員さんの御質問にお答えします。

ただいまちょっと手元に資料がございませんので、後から確認をいたしまして、タブレットのほうにまた上げさせていただく、もしくは訂正させていただく等いたしたいと思います。

○白川正樹議長 6番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 県の流域下水道の事務局へ行きますと、事務局長さんは非常にこの公共下水の今後の更新の負担が大きなものになることを心配しておいででした。そのことをみんな我々理解した上で、今後の対応と一緒に検討できればということであります。以上です。答弁結構です。

○白川正樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第14号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第15号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案） 第1号

○白川正樹議長 日程第22、議案第15号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第15号の令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

95ページをお開きください。

第1条で、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、限度額は、第1表、債務負担行為で記載しております。

97ページをお開きください。

長炭中部クリーンセンター汚水処理施設維持管理業務におきまして、250万円を限度額とする債務負担行為を定めたものであります。

以上、議案第15号 令和5年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）第1号について御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○白川正樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑にとどめていただきたいと思います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○白川正樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第15号は、建設経済常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、12月12日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時58分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員